

## 正会員 誓約書

一般社団法人 JBN・全国工務店協会 代表理事 殿

私／当社は、JBN 会員入会申込にあたり、本誓約書 下記 1. ～ 9. までの記載事項について、確約いたします。その証として会員申込書の「正会員 誓約書」確認欄に  を入れますので、入会の承認をお願い致します。

※解説：

JBN の正会員かつ（登録）住宅リフォーム事業者構成員として、JBN が定める順守事項を正会員様にご誓約いただくことを確認するためのものです。下記の各項目は、国交省の住宅リフォーム事業者団体登録規程（国土交通省告示第 877 号）等にもとづいて JBN の会員規約第 12 条で規定しているものを、簡略化して示しています。項目のすべてを確認の上、会員申込書の「正会員 誓約書」確認欄に  を入れてください。

1. 工事契約について、注文者へ書面を交付すること
2. 請負契約締結時に、内訳を明らかにして、見積書を交付すること
3. 事実と異なる表示・説明、優良誤認表示・説明をしないこと
4. 500 万円（共同住宅の共用部分工事では当該住戸数×100 万円または 1 億円のいずれか低い金額）以上の工事に、リフォーム瑕疵保険を付けること（発注者が文書を持って不要との意思表示をした場合を除く）〔工事金額は税抜き〕
5. 請負契約の概要、保険契約締結等の重要事項を説明すること
6. 会員の状況（許可や資格、工事实績、リフォームかし保険の利活用状況、苦情処理等）を把握するため必要な調査に協力すること
7. 協会の定める義務講習を期限内に受講して専門知識の習得と技術・技能の向上に努め、苦情処理体制を整備・確立するなどして、住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること
8. 届出た会員情報を JBN が消費者に対して開示することを承諾し、住宅リフォーム事業の営業活動において、当協会が事業会員として公表していないにもかかわらず事業会員であると表示又は説明をしないこと
9. 上記 1～8 に違反した場合には、当協会による指導、助言、勧告、調査等に協力し、是正されない場合は権利停止や除名などの処分に応じること